

事務連絡
令和3年2月24日

高知信用金庫
土佐信用組合
宿毛商銀信用組合
信用組合広島商銀
四国税理士会高知支部
高知県行政書士会
高知県中小企業診断協会
日本公認会計士協会四国会高知県部会

中小企業支援担当者 様

高知県商工労働部経営支援課長
(公印省略)

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金に係る証明事務のご協力について（依頼）

日頃は、高知県の商工行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

高知県では、昨年12月16日から今年1月11日までの間に実施した、飲食店等への営業時間短縮要請等に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者の皆様を支援するため、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金を創設し、令和3年2月10日から申請受付を開始したところです。

本給付金では、営業時間短縮等の影響による売上高減少が要件となっており、当初、認定経営革新等支援機関に売上高減少の証明事務をお願いしておりましたが、対象事業者が多数見込まれることから、事業者の経営状況等に精通される皆様にもご協力いただき、事業者の皆様への円滑な給付に繋げてまいりたいと考えております。

つきましては、本給付金HPをご確認いただき、事業者からの依頼があった際には、ご対応をお願いいたします。

【高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 URL 及びQRコード】

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/tansyuku_rinjikyufukin.html

※「高知県 臨時給付金」でも検索していただけます。



お問い合わせ先
高知県商工労働部経営支援課 大西、谷脇、西岡
電話番号 088-823-9837